

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和6年11月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

戸籍の郵送業務委託

(2) 業務内容

①郵送請求による戸籍及び戸籍の附票の証明書発行業務

- ・ 交付申請書の收受及び内容確認
- ・ 戸籍及び戸籍の附票の証明書の電算出力
- ・ 手数料の収納及び証明書の発送

②郵送請求に関する電話問合せ対応

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、契約は単年度ごとに締結し、各年度における本件業務に係る予算の配当があること、及び前年度の履行状況が優良と認められることを契約締結の条件とする。

(4) 履行場所

世田谷総合支所区民課戸籍係

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格の営業種目「情報処理業務」に登録があること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。
- (6) 令和元年度以降に、他自治体での戸籍郵送業務の受託実績があること。
ただし、業務工程の一部のみを担当するもの、住民票郵送業務、派遣契約による実績は含まないものとする。
- (7) 民事再生法第21条第1項に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者ではないこと。
- (9) 戸籍の郵送業務委託事業者選定委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

3 再委託の禁止

受託業者は、業務の全部及び一部を一括して第三者に委託してはならない。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 年間を通じ業務を滞りなく完了し得る能力
- (2) 業務を誤りなく正確に遂行する能力
- (3) 個人情報保護に対する取り組み
- (4) 情報セキュリティに対する取り組み
- (5) 業務特性への理解

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目22番33号

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課戸籍事務調整係（西棟4階403窓口）

※土日、祝・休日を除く午前8時30分から午後5時まで

電話：03-5432-2239 FAX：03-5431-3623

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和6年11月5日（火）から11月19日（火）まで

②交付方法

世田谷区ホームページからダウンロード

トップページ→区政情報→契約・入札→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報
→くらし・手続き

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限 令和6年11月19日（火）午後5時まで（必着）

②提出場所 上記（1）に同じ

③提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）。

※持参の場合は、あらかじめ電話で来庁日時を連絡すること。

※遅延等の場合は、理由の如何を問わず未提出として取り扱い、当区は一切責任を負わない。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限 令和6年12月23日（月）午後5時まで（必着）

②提出場所 上記（１）に同じ

③提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）。

※持参の場合は、あらかじめ電話で来庁日時を連絡すること。

※遅延等の場合は、理由の如何を問わず未提出として取り扱い、当区は一切責任を負わない。

（５）その他

参加表明後、何らかの事情により辞退する場合は「参加辞退届」を提出すること。

7 その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金：免除

（３）契約書作成の要否：要

（４）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

（５）関連情報を入手するための照会窓口 6（１）に同じ

（６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（７）本件に関して区から受領した書類は、区の事前の承認なしに本件提案書作成以外の目的に使用してはならない。

（８）詳細は説明書による。

（９）区との契約では単年度で予定価格２，０００万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの 85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者**

1 時間あたり

1,330 円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が 3 千万円以上の工事請負契約、予定価格が 2 千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が 50 万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟 5 階 5 0 3 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟 6 階 6 0 4 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（ 1 時間あたり ）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3 , 0 0 7 円	潜かん世話役	4 , 4 2 0 円	型 わ く 工	3 , 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2 , 6 9 9 円	さく岩工	3 , 7 8 3 円	大 工	3 , 0 6 0 円
軽 作 業 員	1 , 8 7 0 円	トンネル特殊工	3 , 6 0 2 円	左 官	3 , 2 7 3 円
造 園 工	2 , 7 5 2 円	トンネル作業員	3 , 1 2 4 円	配 管 工	2 , 8 6 9 円
法 面 工	3 , 3 5 8 円	トンネル世話役	4 , 0 8 0 円	は つ り 工	3 , 0 3 9 円
と び 工	3 , 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3 , 4 9 6 円	防 水 工	3 , 6 3 4 円
石 工	3 , 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3 , 5 7 0 円	板 金 工	3 , 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3 , 1 0 3 円	橋りょう世話役	4 , 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3 , 2 3 0 円
電 工	3 , 1 9 9 円	土木一般世話役	3 , 2 9 4 円	内 装 工	3 , 3 2 6 円
鉄 筋 工	3 , 2 8 4 円	高級船員	3 , 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3 , 1 7 7 円
鉄 骨 工	2 , 9 7 5 円	普通船員	3 , 1 3 5 円	建 具 工	2 , 8 5 9 円
塗 装 工	3 , 4 7 5 円	潜水土	5 , 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2 , 8 6 9 円
溶 接 工	3 , 5 9 2 円	潜水連絡員	3 , 6 6 6 円	保 温 工	2 , 7 8 4 円
運転手（特殊）	3 , 0 7 1 円	潜水送気員	3 , 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2 , 8 0 5 円
運転手（一般）	2 , 5 0 8 円	山林砂防工	3 , 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2 , 0 1 9 円
潜 か ん 工	3 , 7 3 0 円	軌道工	5 , 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1 , 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1 , 3 3 0 円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。
上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり 1 , 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和 6 年 3 月 1 4 日告示によるものです。
適用対象は令和 6 年 4 月 1 日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。